2023年8月1日号

**Tax & Legal Newsletter**

このニュースレターは、2023年7月1日～ 7月31日までの間にタイの官報で掲載され、著者が英訳を入手することができ、税務上または法務上、タイで事業展開をしている日系企業にとって一般的に関心があるかと思われる勅令、通達等を抜粋し、要約したものになります。

|  |  |
| --- | --- |
| 官報掲載勅令・規則・通達等（抜粋）  2023年 7月1日～ 7月31日 | |
| 1 | **eVATインボイス等の発行システムの導入コストの2倍控除を取る際の詳細規定及び各種申請書の規定** |
| 表題：「歳入局長通達 - 所得税に関して（第435号）：電子データ作成システム、電子データ受領システム、税金の送金システム、及び電子データ作成サービス提供者、電子データ送信サービス提供者、または税金の送金サービス提供者に対し支払った費用の金額と同額の法人税の免除に関する規則、手続き、及び条件。」  “Notification of the Director-General of the Revenue Department - Relating to Income Tax (No. 435): Re Rules, procedures, and conditions in respect of exemption of juristic person income tax on income equivalent to expenses paid for investment in electronic data preparation system, electronic data receiving system, tax remittance system, and service fees paid to electronic data preparation service provider, electronic data sending service provider, or tax remittance services provider.” |
| 対象期間：2023年1月1日以降 |
| 当該通達は、2025年12月31日以前に支払った電子インボイス等の発行システム導入費用の控除を、減価償却費とは別途で取る事を認める勅令第766号の詳細規定になり、当該税務措置を取るにあたっての報告書の様式も規定しています。当該通達の主な内容は以下の通りになります。   * 2023年1月1日～2025年12月31日迄の間にその支払いがあったこと。 * 当該通達で規定する様式に従ってシステム導入に関する報告書（ログ）を維持、及びアップデートすること。尚、税務調査官に提示できること。 * 費用に対する実際の支払いがあった証拠があること。（架空でないこと） * 法人税申告書の提出前に、当該通達に添付されている様式を使い、歳入局のオンライシステム経由でシステム導入費用及び支払いの報告をすること。   eインボイスシステム導入コストの二倍控除（減価償却及び費用同額控除）を取るためには規定の様式をもって詳細情報をまとめ、これを法人税の申告前にオンラインで歳入局に関係情報を報告することが必要になります。 |

（以上）

お問い合わせ：[DJ@nnp-group.com](mailto:DJ@nnp-group.com)